

令和 8年 2月20日

城陽市議会議長
乾 秀 子 様

| | |
|-----|---------|
| 提出者 | 城陽市議会議員 |
| | 並 木 英 仁 |
| | 谷 直 樹 |
| | 上 原 敏 |
| | 澤 田 扶美子 |
| | 若 山 憲 子 |

議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

議案第24号 城陽市議会議員の期末手当の特例に関する条例の一部改正について

城陽市議会議員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

城陽市議会議員の期末手当の特例に関する条例（令和7年城陽市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>城陽市議会議員の期末手当の特例に関する条例</p> <p><u>第1条</u> 令和7年（2025年）12月に支給すべき期末手当における<u>城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年城陽市条例第4号。以下「条例」という。）</u>第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。</p> <p><u>第2条</u> 略</p> | <p>城陽市議会議員の<u>議員報酬及び期末手当の特例に関する条例</u></p> <p><u>（議員報酬に関する特例）</u></p> <p><u>第1条</u> 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、令和8年（2026年）3月1日から当分の間において、<u>城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年城陽市条例第4号。以下「条例」という。）</u>第1条の規定にかかわらず、<u>同条に規定する額から、当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。</u></p> <p><u>（期末手当に関する特例）</u></p> <p><u>第2条</u> 令和7年（2025年）12月に支給すべき期末手当における<u>条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> |

附 則

この条例は、令和8年（2026年）3月1日から施行する。

提案理由

議長、副議長及び議員の議員報酬を減じる特例を設けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（議員報酬、費用弁償及び期末手当）

第203条 略

2・3 略

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。